

# 第2回裁判の迅速化法に関する検討会 議 事 録

第1 日 時 平成26年2月14日（金）自 午前9時58分  
至 午後0時01分

第2 場 所 法務省大会議室（地下1階）

第3 議 題

- 1 開会，委員の紹介
- 2 今後の議論の進め方について
- 3 個別の論点について
- 4 次回の予定，閉会

第4 出席委員等 長谷部座長，大谷委員，大野（勝）委員，大野（顕）委員，川上委員，  
久保委員，丹野委員，中尾委員，二島委員，矢尾委員，佐々木関係官

○**鈴木参事官** それでは、若干時間前ではございますが、全員おそろいのようにございますので、裁判の迅速化に関する検討会第2回会議を始めさせていただきます。

本日は、司法法制部長の小川は、用務のため欠席でございます。進行は、長谷部座長にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○**長谷部座長** 皆さんおはようございます。本日もお忙しい中、また雪で御足元が悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず初めに、新しく出席された委員を御紹介いたします。事務局の方からお願いします。

○**鈴木参事官** 前回の検討会の後、人事異動がありまして、山根英嗣委員が大谷晃大委員に交代されました。大谷委員から、一言御挨拶いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○**大谷委員** 1月9日付で最高検察庁の公判部副部長を拝命いたしました大谷です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**鈴木参事官** 続きまして、前回御欠席でした丹野美絵子委員でございます。一言御挨拶いただければと思います。よろしくをお願いいたします。

○**丹野委員** 前回欠席をいたしまして大変御無礼をいたしました。国民生活センターの丹野でございます。

一言御挨拶申し上げます。国民生活センターは、消費者庁所管の独立行政法人でございます。全国に1,000か所ぐらいございます、いわゆる消費生活センター、消費者紛争、B to Cの紛争を扱う消費者の駆け込み寺ですが、その消費生活センターと連携をしながら、消費者トラブル・消費者紛争の解決に努力している機関でございます。

国民生活センター自身も消費生活相談以外にADRを持っておりまして、ADRとしては年間150件程度の紛争処理を行っています。その立場から今回参加をさせていただきたいと思っておりますので、消費者・ユーザー視点から御意見を申し上げることができればと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○**長谷部座長** ありがとうございます。

次に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。事務局から確認をお願いします。

○**鈴木参事官** 本日皆様のお手元にお配りしております資料として、事務局提出資料と最高裁提出資料がございます。

事務局提出資料1は、委員等名簿でございます。山根委員から大谷委員への交代を反映したものでございます。事務局提出資料2は論点整理(案)、事務局提出資料3-1と資料3-2はADRに関する説明資料でございます。詳細は、後ほど御説明いたします。

最高裁提出資料につきましては、諸外国の審理期間に関する資料でございます。後ほど最高裁判所から御説明を頂く予定でございます。

○**長谷部座長** ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

まず、前回最高裁判所から最高裁判所における検証について御報告いただきましたが、前回の報告の補足があると伺っております。佐々木関係官に御説明をお願いいたします。

○**佐々木関係官** 佐々木でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、机上にございます最高裁判所提出資料を御覧ください。

こちらが審理期間に関する統計の評価に関連いたしまして、諸外国の平均審理期間の状況について御紹介するという趣旨で提出させていただいたものでございます。

こちらの資料ですが、最高裁判所が作成しております裁判所データブックから諸外国の第一審事件における平均審理期間を比較したという表でございます。

最高裁判所では、こうした諸外国の第一審における平均審理期間に関する情報を収集しておりますが、これは、その中でも直近のものを整理したものでございます。これらの統計数値ですが、まずお断りをしたいと思いますが、これは最高裁判所におきまして可能な限り収集したというものにすぎませんし、脚注にも詳細に記載されておりますように、統計の基準値だとか数値の算出方法などについても国によってばらつきがございますので、この点には御留意をいただければと思います。

その前提で表を御覧いただきますと、まず民事でございますが、一番上の枠組みにあります民事の欄を御覧ください。

民事でございますけれども、地裁レベルでの裁判所を見ますと、日本の地裁の平均審理期間は一番右端でございますとおり7.8か月ということになっておりますけれども、諸外国では左から順にアメリカで7.8か月、イギリスの高等法院で11.6か月、ドイツの地裁で8.2か月、フランスの大審裁判所で7.9か月ということとなっております。

続いて、その下の段の刑事でございますが、日本の裁判所の地裁の平均が一番右端でございますとおり3.0か月となっておりますが、アメリカにおきましては6.7か月、イギリスにおきましては3.6か月、ドイツにおきましては6.4か月、フランスの重罪院におきましては9.1か月ということとなっております。

こうした統計数値を見ますと、我が国の裁判が諸外国と比較いたしまして長期間を要しているというようなことは言えないのではないかと思います。もちろん、各国の司法制度は、各国の歴史的、あるいは社会的背景のもとに成り立っているものでございますので、そもそも国によって制度の構造自体が異なっておりますし、制度やその運用の背景にあります価値観や訴訟観も異なっていると考えられます。

したがって、これらの表面的な統計数値を捉えて単純に各国の状況を比較するということは、もとより相当ではないと言うべきではありますけれども、このような表面的で不完全な形ではあっても、諸外国の状況を把握しておくことは我が国の審理の状況を考える上で有益な示唆を与えるものではないかと思われましたので、今後の議論の参考として御紹介する次第でございます。

以上でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

ただいま御指摘がありましたように、諸外国との比較というのはなかなか難しいところもございまして、非常に詳細な資料を御提出いただいたと思います。よろしいでしょうか。

それでは、以上の御説明と前回の最高裁判所からの報告を踏まえまして、本日は当検討会において、どのように議論を進めるべきか、またどのような事項について議論すべきかを協議したいと思います。

この点について、まず事務局から配布されております論点整理（案）の説明をお願いしたいと思います。

**○鈴木参事官** それでは、お手元の事務局提出資料2、論点整理（案）について御説明をいた

します。

この論点整理（案）には、迅速化法第8条第1項に基づいて実施されてきました最高裁判所の検証に関する過去5回にわたる報告書や、第1回検討会における最高裁判所の説明のほか、各委員から頂きました御意見なども踏まえまして、座長に適宜お諮りしながら事務局の方でたたき台として作成したものでございます。

本日、委員の皆様にご議論いただき、今後の検討会において論点整理（案）に沿って検討することにつきお諮りをした上で、今後の御議論を進めていただきたいと思いますと考えております。

この論点整理（案）は、3つの項目から成っております。

1つ目は迅速化の現状、2つ目は迅速化に向けた取組、3つ目は迅速化法の展望という項目でして、それぞれの項目ごとに論点を整理しております。

実際の御議論に当たり、必ずしもこの論点整理（案）に記載した事項のみに議論が限定されるというものではございませんので、議論全体の指標としてお考えいただければ幸いです。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。

まず第1、迅速化の現状でございます。

最高裁判所における検証では、統計データについて継続的な分析が行われてきたほか、裁判の長期化要因について検証が行われてきました。

また、第5回報告書においては、裁判外の社会的要因についても分析の対象とされ、検証が行われました。

まず1、事件の動向及び傾向、審理期間の推移等につきましては、民事事件、刑事事件、家事事件のそれぞれにつきまして、このような統計データについての分析や検証の結果の要点をまとめたもの、続いて2、長期化要因、3、社会的要因は、それぞれこれらについての最高裁判所の検証結果の要点をまとめたものでございます。

以上のような事件の動向及び傾向、審理期間の推移、長期化要因並びに社会的要因の分析を踏まえまして、第1の迅速化の現状の論点におきましては、最高裁判所の検証結果から何が明らかになったのか、裁判の迅速化についていかなる要因がどのような影響を与えてきたのか、審理期間の推移をどのように評価すべきか、評価に当たり裁判の迅速化と審理の適正・充実との関係をどのように考慮すべきかという点について御議論いただくことが考えられます。

続きまして、第2、迅速化に向けた取組でございます。

前回の最高裁判所の説明や委員からの御発言にありましたとおり、迅速化法は基盤整備法としての性格を有していると理解することができます。このような迅速化法の意義、位置づけを踏まえまして、第2の迅速化に向けた取組の論点におきましては、これまで裁判の迅速化及びそれに向けた基盤の整備について関係者がどのような取組を行ってきたのかを議論した上、それらの取組についてどのように評価をすべきか御議論いただくことが考えられます。

続きまして、第3、迅速化法の展望でございます。

ここでは、第1の論点、第2の論点での御議論を前提に、本検討会における検討のテーマであります迅速化の基本的枠組みについての今後の方向性について御議論いただくというものでございます。既に申し上げたような迅速化法の基盤整備法としての役割を踏まえつつ、今後、迅速化法の定める基本的枠組みを維持することについて、どのように考えるのか。また、迅速化の現状や最高裁判所の検証結果を踏まえ、最高裁判所が2年ごとに検証を行うと

いう迅速化法第8条第1項の枠組みを維持することについてどのように考えるのか。さらには、迅速化法の存在意義や必要性、枠組みの相当性について御議論いただくことが考えられます。

論点整理（案）の御説明は、以上のとおりです。限られた時間の中ではありますが、充実した御議論をお願いできればと思っております。

**○長谷部座長** ただいま御説明のありました論点整理（案）について、皆様に御議論を頂きたいと思えます。

御質問、あるいは御意見など何でも結構ですので、また、どの点からでも結構ですので、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思えます。

中尾委員。

**○中尾委員** 論点整理（案）の第1、第2、第3の項目立てとか全体の構成はこれでいいと思うんですが、若干気になる点を御検討いただければという、そういう趣旨で申し上げます。第1、迅速化の現状のまとめの括弧書き部分ですが、これは第2の取組のところの括弧書きの前書きの部分に「迅速化法の意義、位置づけを踏まえ」という枕言葉があるんですけども、これと同じような枕言葉を第1の現状にも加えた方がいいんじゃないかという、そういう意見です。

迅速化の現状を評価する観点ですが、前回も御説明があったように、迅速化法が言う迅速化、これは基盤整備法の趣旨から見た迅速化という、すなわち、充実・適正・迅速な手続とこれを支える制度・体制の整備の両面によって進められる迅速化という、そういうことだと思うんです。その迅速化というのは、迅速化法第1条に規定されているんですが、飽くまで国民が期待する司法制度を実現する手段という位置づけである。そうすると、迅速化法が言う迅速化の現状の評価というのは、言い換えると、正に我が国の裁判とか司法制度が充実・適正・迅速な手続と制度・体制の基盤整備という両面から見て国民が期待する現状にあるのかどうかという評価だと思うんです。

その観点からすると、論点整理（案）の括弧書きの部分については、先ほどの御説明のとおり統計データから見られる現状が書いてあるんですが、本文の1項とか4項の書きぶりと一緒に考えると、主に統計データにあらわれた事件動向とか審理期間、これの切り口から整理されていますので、正に迅速化法が言う迅速化の現状の一断面に視点を置き過ぎるんじゃないかと思われま。

したがって、統計データの背後にある充実・適正とか迅速の視点から見た裁判の現状とか、あるいはこれを支える制度・体制の基盤整備の現状という視点を加えた総合的な切り口から迅速化の現状を評価する必要があるって、この現状の部分は、そういう趣旨のまとめの方がいいのかなという感じがしております。

したがって、先ほど言った第2の取組と同じように、第1の現状についても、迅速化の意義とか位置づけから見た評価というところをもう少し加える意味でも、先ほどの枕言葉を入れた方がいいと思うし、それからすると、本文についても、4ページの第2の1は迅速化の意義とか位置づけが書いてあるんですけども、これも結局、取組の視点と同時に評価の視点でもあるので、できれば、第1の現状の1のところと同じような文章を持ってきて、それから実情という、そういうふうなまとめの方が誤解を招かないためにもいいんじゃないかという感じがいたします。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。

ただいまの点につきまして、ほかの委員はいかがでしょうか。

事務局の方は、ここの表現についてお考えなどは何かありますか。

○鈴木参事官 中尾先生の御指摘、ごもっともかなと思われるところもありまして、確かに現状につきまして、迅速化法の意義、位置づけを踏まえた上で、そういう視点からも御議論いただくというのは適切な議論の方法ではないかというふうに思っておりますので、そういう方向で修文することも十分あり得るかなというふうに考えております。

○長谷部座長 川上委員、どうぞ。

○川上委員 川上でございます。事務局の論点整理（案）を拝見いたしました。今、中尾委員からの御指摘のあった、殊さら排除するという、そういう御趣旨ではないように私は拝見しましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○鈴木参事官 正に御指摘のとおりでございまして、そこを排除するという意図は全くございません。論点のつくり込みの中でこういった記載になっておりますが、検討としては川上先生が御指摘のとおり、そこを排除するものではないという理解でおります。

○中尾委員 若干書きぶりが審理期間とか動向という統計データに比重を置いて書かれていますので、その点です。誤解を招かないという点でも、先ほどのところを加えた方がいいんじゃないか。そういう趣旨でございまして。

○長谷部座長 では、そのように工夫してみてください。

○鈴木参事官 はい。

○長谷部座長 ほかの点につきましては、いかがでしょうか。あるいは、この点について御質問といったことでも結構ですけれども。

では、よろしいでしょうか。

それでは、今後の議論のテーマにつきましては、この論点整理（案）に従って御議論いただくということでよろしいでしょうか。御承認いただけますでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、本日まだ始まったばかりで終了予定時刻まで大分ございますので、早速論点の検討に入ることにしたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、論点の1つ目の迅速化の現状について御検討いただきたいと思っております。

まず事務局から、この点についての御説明をお願いいたします。

○鈴木参事官 今中尾先生から御指摘いただいた第2の記載にある基盤整備法としての位置づけということについてまで、それを前提とするというふうに御理解いただいた上で以下の御説明を聞いていただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、論点整理（案）を再び御覧ください。

第1の迅速化の現状の四角で囲んであるところを御覧ください。

ここで御議論いただきたいテーマといたしましては、最高裁判所による検証結果に示された事件の動向及び傾向、審理期間の推移、長期化要因並びに社会的要因の分析を踏まえまして、迅速化の現状をどのように評価するかということでございます。

まず、1の事件の動向及び傾向、審理期間の推移等につきまして、民事事件、刑事事件、家事事件の順に御説明をさせていただきます。

民事事件の新受件数は長期的には増加傾向にありまして、平均審理期間につきましても、昭和48年に17.3か月ということでピークを迎えまして以降、長期的には迅速化の傾向

にございます。平成24年には、平均審理期間は7.8か月となっており、約60%の事件が6か月以内に、約95%の事件が2年以内に終局し、審理期間が2年を超える事件は5%弱にとどまっております。この間、バブル経済崩壊後の不況の影響等の経済的要因のほか、簡易裁判所の事物管轄の拡大、現行民事訴訟法の施行、過払金返還訴訟の急増など様々な要因が、事件数や審理期間に大きな影響を与えるという説明がありました。

次に、刑事事件につきましては、新受人員は、平成17年以降、徐々に減少傾向を示しており、平均審理期間は、この10年間、おおむね、3か月程度の横ばいで推移しております。自白事件につきましては、僅かではございますが短縮化の傾向がみられ、否認事件につきましては、平成22年まで短縮化傾向がみられましたが、近時は横ばいとなっております。平成24年におきまして、審理期間が1年を超える事件は1.6%、2年を超える事件は0.2%にとどまっております。刑事訴訟の分野では、迅速化法施行後、裁判員裁判を中心とする大きな制度改革が行われ、迅速化検証においても、公判前整理手続及び裁判員制度について、統計データの分析が行われており、裁判員裁判においては、公判前整理手続が審理期間の長さを決めることになるとの指摘もされているところでございます。

家事事件につきましては、甲類審判事件及び乙類審判事件は、一貫して増加傾向にありますが、平均審理期間は、近時はおおむね横ばいで推移しております。

他方、乙類以外の調停事件の新受件数は、平成15年をピークに減少傾向にありまして、平均審理期間は、おおむね横ばいで推移しておりますが、乙類調停事件と乙類以外の調停事件を合計した調停事件の総数は、平成24年に過去最高の14万1,802件に達しております。審理期間については、大半の事件が2年以内に終局しており、2年を超えるものは、最も割合の高い乙類審判事件におきましても、1.9%にとどまっております。長期化しやすい遺産分割事件についても、新受件数は増加しておりますが、平均審理期間は短縮化しております。婚姻関係事件は、増加傾向にあり、近時は若干の長期化傾向が見られます。なお、家事事件に関しては、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行されましたが、同法施行後の統計データは、平成26年以降明らかになる予定でございます。

続きまして、最高裁判所の検証結果において示された長期化要因を簡単に確認しておきたいと思えます。

民事事件については、争点整理、証拠収集、専門的知見を要する事案に特有の要因、執務態勢等に関連する要因について検討がされたほか、特殊事件、これは医療、建築、知財及び労働といったものでございますが、固有の事情等について分析がされております。刑事事件については、特に裁判員裁判の公判前整理手続に関する運用上の要因について分析がされております。家事事件につきましては、近時、婚姻関係事件等でみられる若干の長期化傾向をめぐり、紛争性の高い事案の増加などの原因が指摘されております。

続きまして、最高裁判所の第5回報告書において分析の対象とされました社会的要因について確認しておきたいと思えます。

第5回報告書では、適正かつ充実した手続の下での裁判の迅速化を実現するには、裁判手続に内在する要因だけではなく、社会・経済的背景や国民の意識といった、紛争の動向や裁判の在り方に影響を与える裁判外の社会的要因についても、社会全体で合理的な紛争解決という観点から裁判所が果たすべき役割を明らかにするべく、分析の対象とされました。この中におきまして、将来の法的紛争の動向の分析、裁判外での紛争処理の全般的な状況の整理、これはADRや保険制度などに着目したものでございますが、そのほか、これらに関する医

事事件、建築紛争、遺産紛争といった紛争類型別の検討が行われております。

以上のような現状を踏まえまして、裁判の迅速化につき、いかなる要因がどのような影響を与えてきたのか、審理期間の推移をどのように評価すべきか、評価に当たり、裁判の迅速化と審理の適正・充実との関係をどのように考慮すべきかといった点を御議論いただき、最高裁判所の検証結果から何が明らかになったのか、迅速化の現状をどう評価するのか御議論いただきたいと思いますと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問等は何かございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

では、検討に入らせていただきたいと思います。

先ほど中尾委員から御指摘もございましたけれども、最高裁での検証結果というのは、非常に詳細な統計資料に基づく分析がされているということでございますけれども、統計からは必ずしも明らかになってこないような実情ですとか、あるいは実情を踏まえた統計の読み方というようなこともあるかと思えます。そういったところをこの検討会で御議論いただければというふうに思います。

この検討会には、裁判実務に携わっておられる委員の方々もたくさんお集まりいただいていますし、また企業、あるいは消費者の視点からの事件の実情に対する見方をお示しいただける委員にも御参加いただいていますので、是非活発な御議論を頂きたいと思えます。

先ほどの事務局の説明にもありましたように、民事、刑事、家事とございまして、それぞれ若干違った実情かと思えますので、まず民事事件からということでお願いしたいと思います。例えば、最近の事件の動向ですとか傾向、あるいは長期化の要因といったことにつきまして、実情をお話いただけますと、今後の議論に大変有益ではないかと思えます。

どなたからでも御自由に御発言いただければと思いますが、どうぞ。

それでは、矢尾委員。

**○矢尾委員** 東京地方裁判所の矢尾でございます。民事の訴訟事件を担当しております関係で、その実情について御説明させていただければと思います。

民事訴訟事件の大半が2年以内に終局していて、2年超の未済事件も長期的に見ると減少傾向にあるということについては、前回の最高裁判所からの御説明にもあったところでございます。2年超の未済事件は、昭和60年当時に27,000件余りであったものが平成17年以降は6,000件ないし7,000件で推移していて、ほぼ4分の1あるいはそれ以下になっているという御説明であったかと思えます。

実際に事件を担当しております経験からも、昭和60年当時と比べますと、訴訟事件の審理は、何がその事件の中心的な争点であるかを的確に見極め、その争点について集中的な人証の取調べ等の充実した審理をした上で、早期に判決や和解の勧誘をするという訴訟運営が今日まで着実に定着してきたと言ってよいのではないかと思います。その意味で、かなり迅速に事件の審理がされるようになってきているということを実感しております。

ただ、審理に2年以上の期間を要する事件が一定数あるのも事実ですし、地裁に提起される事件の件数や審理が、例えば事物管轄の変更等の制度改正、その時々を経済情勢等、様々な要因の影響を受けることも否定できないところと思われまますので、その点について最近感じておりますところを御説明したいと思います。

近時、地方裁判所に提起される事件の件数に特に大きく影響したのものとして過払金返還請求訴訟が挙げられます。

個々の過払金事件について見ますと、比較的短期間で終局するものが少なくないというのが実際のところですが、事件が急増した平成18年、19年の当時で考えますと、裁判所、あるいは裁判官に相当の負担がかかり、その負担から、過払金事件以外の事件の審理に十分な注力をする事ができないという状況があったというのが実際のところかと思えます。そのために、過払金事件以外の事件についても、例えば争点整理の期日の回数が若干増えて審理が長期化する1つの要因になったということもあろうかと思えます。

最近、過払金事件は減少傾向にあります。最近終局している事件全体、あるいは過払金事件以外の事件の既済事件の審理期間が若干長期化している1つの要因としては、先ほどのような過払金事件の増加に伴う負担増があったことは否定はできないだろうと思えます。

また、過払金事件について、最近では累次の最高裁判決等によって、それに含まれる法律問題の多くが実務的には解決されたことで、訴訟提起に至る前の当事者間の交渉で解決されるということもあってか、裁判所に提起される事件は減る傾向にあります。

ただ、それでも裁判所に提起される過払金事件は当然あるわけでございまして、最高裁判決が出た今の時点でもなかなか一筋縄ではいかない複雑困難な問題を含んだ事件が選りすぐられて裁判所に提起されているということが言えようかと思えます。このことも過払金事件が最近の訴訟事件全体の平均審理期間を押し上げる1つの要因になっていると言えるかと思えます。

次に、過払金事件以外の訴訟に目を向けて、どのような事件の審理期間が2年を超えているかということについて御紹介したいと思います。必ずしも網羅的ではございませんが、実情をお知りいただくために具体的な事件の類型をいくつか紹介させていただければと思います。

1つの類型として専門的な知識を要する複雑困難事件が最近増えてきているように感じています。例えば、コンピューターのソフトウェア等のシステム開発契約に関する事件、各種プラントなどの工作機械の製造契約に関する事件等がまず思い浮かびます。これらの契約に関する紛争が裁判所に持ち込まれますと、専門技術的な知識に加えて、それらの業界における取引慣行などについての知見を調査、解明しないと適切な事実認定ができない、あるいは責任の有無についての判断枠組みを適切に設定することができないというようなことがあります。これらの専門的な知識、あるいは業界の慣行に関する知識を獲得、理解するのに時間を要し、そのために審理が長期化するということがございます。

デリバティブ等の金融商品等の販売・勧誘の違法をめぐる事件、株式上場時の有価証券報告書の虚偽記載に基づく損害賠償請求事件、投資詐欺を理由とする損害賠償請求事件、消費者契約関係の事件なども、例えば商品の内容や特性を理解するのに専門的な知見が必要であるということがありますし、販売・勧誘をする際の説明義務等、違法性の判断基準をどのように設定するかという点をめぐって、主張の応酬がされて審理が長期化するということがございます。この種の事件も最近裁判所に多く提起されていると思っております。

また、最近、名称としてはいろいろあるかと思えますが、コンサルティング契約とかアドバイザー契約といった、売買、賃貸等の典型的な契約とは異なる非典型契約に基づく報酬請求とか債務不履行責任追及訴訟といった事件もございます。

これらの事件では、業務を請け負った、あるいは業務を受託した者の義務の内容が契約書に必ずしも具体的に書かれていないことから、それらの請負人や受託者がどのような業務を

請け負ったのかということを確認するために、契約締結交渉過程にさかのぼって事実を認定していく必要があるのですが、その点について客観的な証拠がないこともあって証拠収集に困難を生じ、そのために審理が長期化するということがございます。

今申し上げたのは、現代型紛争といいますか、比較的新しい類型の訴訟ですが、伝統的な訴訟類型であります相続等の親族間紛争も長期化する事件のタイプの1つといえます。

高齢化の進行とか、あるいは家族観の変化といったことが社会的要因としてあるのかとも思いますが、これらの事件も最近増える傾向にあると感じております。

例えば、遺留分減殺請求訴訟等がその1つでありますけれども、もともとこの種の事件は一旦訴訟になってしまいますと、親族間の感情的な対立が激しいことから、話し合いでの解決が困難であり、訴訟進行も時に円滑にいかなくなるという事情が背景にあることに加えて、争いの対象となる遺産に含まれる財産が多数に及ぶ場合には、その範囲や評価を確定することに非常に手間を要するということがございます。また、その財産をめぐって問題となる相続人や被相続人の行為が被相続人の生前の長い期間にわたって行われていることもあって、証拠も散逸してその収集に困難を生じ、事実関係を解明するのに非常に手間がかかるということがございます。

加えて、この種の事件が特に長期化する要因として、当該訴訟の前提となる法律関係、例えば養子縁組がされている場合の養子縁組の有効性とか、遺留分減殺請求訴訟の場合でいいますと、遺言の有効性といった問題に関連して、被相続人に意思能力があったのかといったことが争われるということがあり、そうなりますと、その前提問題が解決されてからでないと、訴訟の本題の審理に入れられないというようなこともあって、非常に長期化してしまうということもございます。

若干長くなってしまいましたが、審理が長期化するものとして、例えばそれらの事件が頭に浮かぶところでして、審理期間が2年を超える事件の中にはいろいろな要因によるものが含まれていると感じているのが実情でございます。

以上でございます。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

長期化している事件の中にも新しい類型の紛争、新型の契約に係る問題でありますとか、専門的な技術的な知識を要するような問題ですとか、いろいろなことがあらわれているということが分かったように思います。

他方で、親族間の紛争のような問題が複雑化しているというのは、高齢化社会といった社会的要因の反映なのかなという感じもいたしますけれども、ただいまのことでも結構ですし、それ以外のことでも結構ですから、何かほかに御意見はございますでしょうか。

**○中尾委員** 家事事件は後で申し上げますけれども、民事事件。先ほど述べた迅速化法の意義、位置づけを踏まえた民事事件。これは、先ほど矢尾委員がおっしゃった地裁の民事第一審訴訟事件の現状、これをどう評価するかということなんですけれども、全体状況は矢尾委員のおっしゃったのと同じ実感を持っています。

迅速化法施行後、平成15年施行後の約10年間というふうなところを見ても、審理期間は、平均審理期間は若干変動があるものの、全体としては、おおむね約6割前後の事件が6か月以内で終局しているし、2年超事件も件数自体は減っているんですけれども、割合的には施行当時と比べてもおおむね5%前後ということで変わっておりません。したがって、大きな変化がなくて、全体としては大半の事件が2年以内に終局しているというような姿では

ないかと思えます。

ただ、事件動向を見ますと、先ほど矢尾委員がおっしゃったように、この10年というのは過払事件、過払金訴訟が事件数を急増させ、また減少はしているんですけども、この過払事件の動向というのが攪乱要素になっていたのではないかという感じがいたします。ひいては、この過払事件の急増というのが裁判実務の運用面とか、あるいは裁判官、裁判所の態勢面に大きな負担を与えていたということは間違いないと思えます。

ただ、ここ一、二年で過払事件は減少していますので、ようやく攪乱要素である過払金訴訟の影響を脱しつつあるのではないかといったところが現段階の状況だと思います。

過払事件を除く民事訴訟事件ですが、これは前回最高裁の御説明があったとおり、平成17年以降は約9万件前後で大きく増えもしないし減りもしない、ほぼ横ばいなんです。平成16年に簡裁の事物管轄の拡張と人事訴訟の家裁移管があったものですから、がくっと減っているんですけども、それ以降は大体9万件前後で推移しているということでした。

ただ、事件の質的な面を見ますと、先ほど矢尾委員がおっしゃったとおり、かなり多様化とか、あるいは複雑化、困難化しているというところは実務の実感としてあって、数的には過払事件を除くと余り変動がないんだけど、一件一件の重さ、これが増えてきているような実感があります。したがって、過払事件が減ったから、あるいはそれを除く事件動向に大きな変化がないからといって制度・運用面とか態勢面の課題が減っているわけではないと思えます。むしろ、制度・運用面で言うと、争点整理手続を中心に多くの課題があるということになりますし、態勢面で言うと、裁判所とか弁護士の双方の態勢面で課題が山積していると思えます。

その点で前回最高裁の御説明があったとおり、最高裁の第4回検証報告書で制度・運用面と態勢面の施策ということで、数え方にもよるんですけども、60項目以上の施策が提言されています。これは言いかえると、先ほど長期化要因という表現をしているんですけども、これは迅速化法が言う迅速化を妨げる要因なんです。単に長さだけではなくて。そういう60項目以上の施策が提言されるということは、振り返って言うと、それぞれに迅速化を妨げる諸要因が存在しているという。これを改善するための諸課題が提起されているということだと思います。

こういった点からすると、全体的な民事事件の現状の評価としては、こういった最高裁の検証によって、ようやく現段階で民事事件に関して迅速化を妨げる諸要因や、あるいは課題、これが見え始めてきたと。したがって、今後そういった施策の議論、これを深めていくという、そういう段階に来ているのではないかと思います。

特に、先ほど言ったように過払金訴訟の影響は脱しつつあり、その意味では本来の民事事件の性格とか質的な面というのが見えやすくなってきている現状ですので、第4回報告書の60項目以上の施策、運用面としては争点整理、これは一言で言うと、平成8年の改正民訴法で言うところの口頭議論を中心とした争点整理手続、これをめり張りよくやるという、それに尽きると思うんですけども、そのためのいろいろな施策。また、医事関係訴訟とか、あるいは建築とか労働、そういう特殊事件についての個別のいろいろな対応策や課題。それから、態勢面で言うと、これも第4回報告書で各地の裁判官、裁判所の現場の実情も生の声としていろいろ拾い上げているのですが、裁判官が極めて繁忙である。不足しているということにもなると思うんですけども、その現状を率直に認めて裁判官の増員を含めた態勢整備をやっていかなければいけないということも明確に打ち出しています。これまで、裁判

官増員については、こういう最高裁の公式な文書で余り明確にはメッセージを出さなかったんですけども、第4回報告書ではその明らかなメッセージが書かれています。

要するに、繁忙な大規模庁を始めとして負担が増大している庁に対して継続的に相応の裁判官の態勢拡充を図ると書かれています。この「拡充」というのが入ったということは非常に大きいことだと思います。今までは「態勢強化」とか、そういったニュアンスだったんですけども、「拡充」という文字が入ったと。これは先ほど申し上げた裁判官の増員を含めた態勢整備が必要だということのメッセージを意味しています。

我々弁護士の状態にしても、弁護士へのアクセスの容易化とか、あるいは弁護士があらゆる地域や分野で活動領域を広げながら、各地で埋もれている様々な紛争を掘り起こして、それで法的解決につなげる。そのために、弁護士自らの態勢整備と同時に、いろいろな各地の自治体とか市民団体、要するにそういう社会的な基盤と連携しながら、それをやる、強化を図るといった方向性が示されており、法テラスなどの整備によって、そのあたりが前進しているというところが出ています。こういった諸課題がようやく見え始め、今後、そういう諸課題についての施策を真剣に考えて実行に移していく段階にある。それが民事事件の現状の評価になるんじゃないかと思います。

以上です。

○長谷部座長 どうもありがとうございました。

大変詳細な御指摘をいただきました。複雑な事件、2年を超えているような長期化している事件について、これを迅速化する上で争点整理が非常に重要だということは恐らく皆様の一致されるころだと思いますが、争点整理の現状について、こういった点が問題であるという具体的な御指摘をいただくと有り難いんですが。

○中尾委員 今も最高裁の検討会では第6クールということで検証に入っているんですけども、その第6クールの検証についても、各地の争点整理手続の実情というところが焦点になっています。

私自身の実感なんですけれども、先ほど申し上げた大半の事件が2年以内でおさまっています。それは、平成10年の改正民訴法の施行前後から運用改善というのをずっとやって、それでそういう制度改正と運用改善の結果、集中証拠調べ、これは前回報告があったように、一、二回でほとんど終わっている。これは97%以上が集中証拠調べで終わっているんです。したがって、争点整理手続というのは、集中証拠調べ、いわゆる人証調べのに向けての争点、証拠の整理なんですけれども、結局、集中証拠調べがほぼ定着しているということは、前段階の争点整理は、いろいろ個別的には問題点や課題があるものの、全体的にはいろいろな形で集中証拠調べに向けての争点、証拠整理がそれなりにやられていることを意味しているという感じがします。ただ、その弁論準備手続とかでの争点整理なんですけれども、口頭での議論、争点を明確化していく議論、これがまだ立ち遅れていて、書面の交換に終わるとか、あるいは議論によって争点が裁判所と我々弁護士、代理人との間で明確な共通認識にならないままに集中証拠調べに入って、その結果不意打ちのような判決が出るという、そういうところも若干残っています。したがって、今のところは争点整理手続は形骸化しているという声もあるものの、私自身は大体はそれなりに機能していると実感していますが、争点を共有化するための口頭の議論、それから争点の確認、その上で証拠調べに入るといって、その段階的なものがまだ弱い部分がある。そういう感じがいたします。

これは弁護士の実感ですので、裁判官の実感は、また別かと思います。

○長谷部座長 ありがとうございます。

矢尾委員いかがでしょうか。

○矢尾委員 今中尾委員がおっしゃいました口頭での議論を十分行って、争点を絞り込んで、それを当事者と裁判所の共通の認識にして、その点について集中的な証拠調べを行うという審理の在り方を目指すべきだということについては、全く異論がございません。

実際裁判所の中では、そういった書面の交換だけではなくて口頭での議論をやって争点を確定していくことが必要であるという意識は、かなり広く行き渡っていると思っております。

訴訟の進行段階によって、例えば、訴え提起直後の1回、2回の期日では、まだ争点を口頭の議論によって絞り込む前の段階として、双方当事者の基本的な主張を出してもらうための準備書面の交換で期日が終わるとような場合もあるかとは思いますが、その後双方の主張がある程度出揃ったところで口頭での議論をして争点を共通の認識にしていくということは、実際多くの事件で行われていると思っております。

新しく裁判官になる人もいるわけですので、最初からそういう口頭での議論による争点整理という訴訟運営に習熟している人ばかりというわけにはいかないかも知れませんが、経験を積んだ裁判官から若い裁判官にそういった訴訟運営の経験を伝えて、口頭での議論の必要性、争点の共通認識の必要性を理解し、そのための技法を伝えていくということは必要だと思いますし、現に裁判所の中で行われていると理解しております。

以上です。

○長谷部座長 どうぞ。

○佐々木関係官 争点整理の関係でございますけれども、争点整理手続を充実させていく、そして、それがひいては質の高い裁判につながるということは間違いのないところだと思います。

現状、第6クールで実情調査等を行っておりますが、そういった点もさることながら、民事訴訟を取り巻く環境というものが先ほど来の御紹介にありますとおり、事件動向の変化ですとか、あるいは権利意識、あるいは事件の質的な変化といったことですとか、あるいは法曹人口、弁護士さんの人口の増加ですとか、いろいろと変化している中で争点整理を行っているという側面もありますので、こういった総合的な観点から検証していくということが重要になると考え、今、取り組んでおるところでございます。

○二島委員 二島でございますが、先ほどの矢尾委員の御発言の最後の発言の習熟度の問題というのは結構大きくて、私も最高裁の委員会に属しておりますので、各地の聞き取りに参加させていただいておるんですけれども、若い法曹が今非常に増えておりますので、そこでなかなかノウハウが身につけている方ばかりではない。逆に言うと、まだ若い方で習熟度の足りない方がかなりいらっしゃいます。そうすると、ツールの使いこなしがなかなかできていない側面がどうもあるようです。ですから、そのあたりを踏まえて迅速化が今後どうかという検討は必要だと考えております。

○長谷部座長 いかがでしょうか。いろいろ重要な要因が出てきたと思っておりますけれども、……。どうぞ。

○二島委員 もう一点、今の点とは別に刑事のところで「大きな制度改革」という表現があるのですが、民事の世界でもかなり大きな制度改革はございまして、例えば、労働審判につきましては、これは訴訟じゃないものですから、余りこの検証の報告書には載っていない。ただ、データについては載っておるんですけれども、当初労働審判がどのようなことになるのか弁護士側も非常に危機感を。非常に短い期間でやる手続になっておりましたので。ただ、

やってみますと、なかなかいい制度だということで、多分、これ労使ともに評価は高いんだと思うんですが、3年ちょっとたつんですが、当初はできたばかりの制度でしたので、その制度に即した事件を弁護士も選んで申立てなんかしておったんですけども、ここに来て使い勝手がいいということで、いろいろな事件が本来は載つけられないような事件もどうも入ってきているようでして、そうなりますと、労働審判だけでは解決できない事件が増えて、全部訴訟にまた移行するとなると、労働部の裁判官は負担がかなり重くなっているのかなという感じもしますし、その影響が迅速化の観点でも出てきているのかなという気はしますので、今後も大きな制度改革設計が多分出てくるでしょうから、そのたびごとにウオッチしなきゃいけないと思っております。

それから、制度設計の問題でADRの問題が今後出てくると思いますがけれども、現時点でも金融のADR、あるいは原発のADRというのは非常に数が多くございまして、特に原発のADR、私も委員やっておりますけれども、まだまだ申立ての件数は減るところか数が増えてございまして、原発の議論は損害論一本なんですけど、過去に聞いたこともない。多分裁判所から出向なさっておられる裁判官が室長として全体を統括していただいておりますけれども、初めて聞くような損害論が多いと。できるだけ被害者救済の方に向けてやっているんだけれどもということをおっしゃっておられまして、多分今後は東電側がかなり好意的な解決策を目指していただいているので、それほど訴訟に乗ってきておりませんが、場合によっては難しい損害論が今後裁判所に上がってくるかもしれません。そういったことも踏まえた制度設計の問題、ADRを踏まえた大きな視点から捉えていく必要はあろうかなとは考えております。

以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。ADRにつきましては、後ほどまた事務局の方から説明がありますけれども、訴訟以外の紛争解決制度と訴訟との関連性。裁判外紛争解決制度があることによる訴訟事件の増減ですとか、審理の運用の仕方にもいろいろ影響してくると、そういう御意見というふうに伺いました。

○二島委員 それは別にADRそのものだけではなくて、その制度がどうなるかによって、多分訴訟の方にも影響は間違いなく起きますし、労働審判も多分労働の訴訟に影響を与えていると思っております。

○長谷部座長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

丹野委員，どうぞ。

○丹野委員 今まで皆さんの御意見を伺っていて、それぞれのお立場で司法の専門家としての御発言を聞いていて、私は素人発言をいたしますので、非常に忸怩たるものがありますが、先ほど民事の現代型の紛争が大変増えているというお話がありましたが、その露払いのようなことをしているのが消費生活センターでございまして。現在ですと、消費者契約に関する紛争を全国の消費生活センターで年間85万件から90万件ぐらい扱っております。その中で裁判に移行する前に解決できるものは解決をしていくということなんですけど、先ほどおっしゃったように、デリバだとか投資詐欺だとか、非典型契約である役務契約だとか増えており紛争が複雑化、高度化しております、解決が難しくなっています。その他詐欺的事案もたくさんございます。

そういう消費者に、解決ができないので、では、裁判に行きますかという、非常にハードルが高いというのが普通の方の感覚でございまして。まず時間が非常にかかる。それから、

費用が非常にかかる。かつ大抵消費者事件というのは、証拠に乏しかったり、言った言わないだったりするものですから、勝つか負けるかというところに懸念を持ってしまう。だから、なかなかそちらの方へ行っていただけないことがあるんですが、今回この検討会に参加させていただくことになって、初めて私、裁判の迅速化法の存在と、それから現実に2年以内とかを目指してやっていて実際に達成しているんだということに対して、目からうろこでございまして、これだったら、時間の点ではそんなにかからないで解決ができるという御案内ができると。迅速化法によって短くなったということは、使う側、裁判を申し立てる側にとっては、非常に有り難いことだと評価をさせていただきたいと思います。

ただ、ここに参加するに当たって、実は何人かの消費者事件を扱う弁護士さん伺ったんですが、迅速化法の功罪の功の点を皆さん認めていただけるのかと思ったら、そうじゃなくて、裁判が適正な審理を必ずしもされていないのではないか。もしかしたら、裁判官が消化率の方を優先してしまって不十分なんではないかということをおっしゃる弁護士さんがおいでになったというのが非常に印象に残っております。そこら辺は仄聞にしかすぎませんが、裁判というのは国民にとっては、たとえ民事であろうと、それは正義の実現だと思っているので、是非十分な審理をしていただくことをお願いしたいと思っております。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。

これまでの御議論で社会的要因も含めて、いろいろな御指摘があったかと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

**○大野（顕）委員** 私もユーザーの立場で少し意見を申し上げさせていただければと思います。裁判に要する期間というのは本当に様々な要因に左右されるなという実感を持っております。私も、それほど多くの訴訟を経験しているわけではありませんが、個々の事件で本当に特殊なものがある、過去を振り返っても一件一件、あれはああいう事件でというようなことで、思い入れもそれぞれにあります。そういうものを紐解いて全体として裁判の迅速化というものを議論するというのは、本当に難しいことだなとつくづく感じるところでございます。そのような意味では、統計上の数字と、個別の事件の適切な処理ということ、両方を見ながら対策を考えていく必要があります、非常に大いなる御尽力をされているなと思っております。

確かに実感として、これまでの過去のいろいろな民訴法の改正などもあり、裁判の迅速化は随分改善してきていると感じており、そこは迅速化に向けた意欲というか、そういうものが感じられるところではございまして、そういう意味では裁判所をはじめ、関係者の御尽力にはお礼を申し上げたいと思っております。

この統計の審理期間の数字がどういうものなのか、和解を含むものなのかどうか、前回御質問させていただき、法務省からは和解も含まれているという御回答でした。それは1つの裁判という手続のテーブルの上に乗っている期間を見るのだということで、それは1つの見方として全く正しい見方だと思うのですが、一方でユーザーとしては、先ほどの丹野委員の御発言の中にもありましたように、結局自分の事件が裁判になったらどのぐらいの期間がかかるのかというのがユーザーとしては気になります。その時に、和解するまでだったらこれぐらいの期間がかかるというのは、それは和解するかどうかは相手方と我々の双方の意図によるので予測しがたいものであって、判決までいったらどのぐらいの期間がかかるのが非常に気になるところです。そういう意味で国内でも海外でもこれから訴訟をする、あるいは

訴訟になった場合、どのくらいの期間がかかるのかということが一つの判断要素になります。一つは一審まではこれくらいの期間がかかるが、最後までいけばこれくらいの期間がかかりますよということを1つの目途として、じゃ、訴訟はやめようよという場合もあれば、それくらいだったらやってみようかというものもあります。端的に言ってしまうと、長く期間がかかればお金がたくさんかかるという前提があり、実際にはそれほど直接関連はしていないのかもしれませんが、裁判に要する期間というのは非常に興味があるところでございます。そういう意味で統計として、判決までに要する期間という点も目配りして検討の対象に入れていただいております。

それで、逆にそういう点を検討することによって、和解を裁判所として進めていくというのは、ある種のダイバーシティを確保する上で非常に重要なファンクションだと思っておりますが、そういう意味で、早期に和解できるものは和解につなげる努力の成果を見せることもできるのではないかと思います。

もう一つ申し上げますと、最近では事業活動がグローバル化する中で、基本的には国際的な案件が非常に増えており、当事者の国籍が違うという場合も多々あります。また、裁判管轄という意味では、当事者の国籍のどちらの国でもないところに管轄があるというケースも時々ございまして、先ほどのお話に出た国内でのADRにするのか、日本で裁判をするのかという選択肢とともに、どの国の裁判所に持っていくのか、あるいは仲裁に持っていくのかと、そういうような選択もあるケースが非常に増えています。訴訟よりも仲裁の方が適切なケースもあるのですが、日本企業として正直なところを言いますと、アウェーで戦うよりはホームグラウンドで戦いたいというところがございます。そのような意味で、今日先ほど国際比較を少しやっていたのは非常に有り難かったのでございますが、是非そういう国際的な比較というものを更にまた進めて、もう少し中身も見ながら分析をしていただくと良いと思います。もっとも、各国で制度的なものが随分違うところもありますので比較障害はありますが、逆にそれをまた見ながら、そういう制度の良し悪しみたいなものも是非検討するような形になっていけばいいのかなとも思うところです。

裁判の期間については、原告として訴訟提起しようという時には、基本的には早く終わる手続を期待するという傾向が多いと思います。そういう意味で、結局、ある意味競争といいましょうか、裁判所間の競争で裁判が早い方に訴訟を持っていこうよというようなこととなりますので、日本の裁判が非常に早いことや、質も高く信頼性も高いというような点を海外に向かってもっと発信していけるようになれば、企業としては非常に有り難いなというふうに思っているところです。

**○長谷部座長** どうもありがとうございました。グローバル化というのは、我が国の裁判制度を改善していく必要性という観点から言っても非常に重要な要因だと思います。

**○佐々木関係官** 1点、判決だとどれくらいの時間がかかるのかというような大野委員からの御指摘が今ございましたので、統計的な観点から若干御紹介させていただければと思います。

こちらにつきましては、机上にオレンジ色の第5回の報告書の概況編というものがございまして、そちらの30ページに若干紹介してございます。

概況編の30ページの図14でございすけれども、判決ですと全体で8.8か月、うち対席、これは被告側が争うという事件とお考えいただければと思うんですけれども、これで11.6か月となっております。そして、和解の事案で全体で8.7か月ということとなっております。

もちろん、これらの事件というのは、事件の内容や争い方は様々でございますし、その手続の進行についても様々なものを全て平均化したものでございますので、1つの参考ということではございますけれども、こういった統計もございますので紹介させていただいたという次第でございます。

**○長谷部座長** どうもありがとうございます。

今御紹介いただいたことも含めて詳細な資料があるようですので、今後も適宜御紹介いただければと思います。

それでは、刑事事件についての検討に移らせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

では、刑事事件についても、御経験の豊富な先生方がいらっしゃいますので、どうぞ御自由に御発言ください。

**○大野（勝）委員** 東京地方裁判所の**大野**でございます。現在刑事事件を担当しておる関係で、刑事事件の現状等についての若干の御報告をした後、あるいは御報告ありましたとおり、事件減の現状の中で、どのような状況であるのか。これを一般事件、それから裁判員裁判に分けて概要を少し御説明したいと思います。

まず、刑事裁判では平均的な審理期間がやや短縮している傾向にあるというのは、そのとおりでありまして、特に本法施行後の実務でも、まず長期となっている事件、あるいは長期となりそうな事件から処理するという意識がかなり醸成されておりまして、その取組がされて効果が上がってきたものと考えております。

もっとも刑事事件の場合、争いのない事件、これは自白事件と一般に言われておりますが、これは裁判員裁判でない限りは、通常1回で審理を終えて判決ということで、起訴から大体2か月で終了してしまうというのが通常です。その点で審理期間の点で問題となるのは争いのある事件、いわゆる否認事件、こういうことになります。

複雑困難な事件が一般的には長期化しやすいと思われまして。その理由は、多数の証拠関係を検討した上で多数の関係者の証人尋問、これが結構時間がかかりまして、それが必要となって何回も審理が繰り返されると、こういうことになります。

かつては、間をあけた公判期日、例えば月に1度であるとか、多くても2週間に1度であるとか、そういう期日が繰り返されて、年単位の期間が必要となると、こういう事件もありましたが、特に裁判員裁判制度、平成21年ですが、これの導入後は、その例に倣って普通の事件もかなり短縮されているというのが現状です。

ちなみに、裁判員裁判の場合には公判前整理手続と申しまして、公判審理をやる前に、この事件の問題点は何であるのか。審理をどうするのかということ三者で打合せのような準備を進めまして、それが終えて初めて公判期日ということになります。公判期日は裁判員の方の御都合を考えて集中的に連続して行くと、こういうことになっておりますので、これに例を倣いまして、普通の事件であっても、仮に正式な公判前整理手続を行わなくても打合せ等を重ねて早期に審理日程を決めてしまう。そして、審理日程もなるべく詰めて短期間で行うと、こういう運用がされて全体的に長期化は防がれているものと考えております。

ほかに事件の性質等から長期間を要する事件もございまして、例えば被告人が多数の犯行に及んでいて、何回も何回も10件、20件と追起訴というのが続く事件がございまして。それから、被告人の精神状態が問題となって、例えば鑑定がなされると。こういう事件については、鑑定だけでも何か月という期間を要しますので、どうしても全体として時間がかかる

ということで、これらの事件については短縮といってもなかなか難しいという面がございます。

さて、これらの刑事事件の状況を前提といたしまして、今刑事事件全体としては減少しているという中で、裁判官にとっての負担感であるとか、あるいは審理期間がどのような状況かということについても若干御説明したいと思います。

例えば、事件でいいますと、経済事犯であるとかコンピューター犯罪、これは最近の問題です。それから、組織犯罪、あるいは選挙犯罪等、民事と同様に専門的な知識が必要であったり、関係者が多数で複雑困難な事件、これは割合として上昇している印象がございます。これらの事件については、仮に争われた場合には、事件の内容をまず理解することすらかなり困難だということで、かなり大変な作業と、こういうことになります。

また、これらの犯罪を除いても全体的に否認事件が割合は増えているように思われます。従前から事件の全部、あるいは一部に争いがあるという、こういう典型的な否認事件ももちろんありますけれども、最近の事例ではよく目につくのは、オレオレ詐欺、助けて詐欺と言われるような類型ですが、これは誰が捕まってくるのかという、いわゆる受け子といまして、最後にお金を取りに行く人間、これが捕まるわけです。そうすると、どういうことをしに行くかという詳しい説明等を余り受けずに取りに行くというケースも多うございまして、その場合には詐欺としての故意がない、あるいは共謀がないということ争いになるということで争いになるケースも多うございますし、実際に無罪という判決が出ているケースも多いという、これが1つの最近の特徴ではないかと思えます。

また、全く別の観点ですが、ある程度いろいろな配慮が必要な事件として、最近は被害者の関係の問題がございます。被害者保護の立法措置等が行われまして、被害者の方が刑事手続に実際に参加して、証人尋問や被告人質問も行える。また、事件について意見を述べることができる。また、刑事事件の中で簡易に損害賠償請求手続と、こういうものも設けられております。

従前以上に、事件の立件そのものについても被害者の意向が尊重されている傾向が見て取れますし、実際の公判審理の日程等も被害者の方、あるいは代理人の弁護士の方、これらの日程も配慮した上で決めるということになりまして、これらの事件については相応の配慮が必要だという現状がございます。

実際の体験では自動車事故であるとか、そういうものについても、結構参加ということで被害者の、特になくなった方の遺族の方とかが来られるケースというのが結構多いんじゃないかと思えます。

それから、これも全く違う観点で実務的なこととなるかもしれませんが、審理期間の点からは、裁判員裁判の審理の影響というものもこの長期化という点では見逃せないところがございます。

裁判員裁判の審理というのは集中的に行われるために、その期間はほかの事件、これは裁判員裁判か否かを問いませんが、これに割ける日程や仕事量が極めて限られると、こういうことになります。ほぼ毎日のように午前10時から午後5時まで公判手続、あるいは評議に臨むと、こういうことになりますので、それらの事件以外については、若干先送りの状況になる現実がございます。

私の所属する部でも昨年ですが、3か月間に立て続けに3件の裁判員裁判、審理をしなければならぬと、こういう状況がございました。そうなりますと、ほかの事件も待たせてお

りますので、終わった後はどうかといいますと、待たせていた事件を次々に今度は処理しなきゃいけないということで、かなり審理日程が窮屈な状況が続いておりました。

このように裁判員裁判をしている間の仕事量や日程という点では、検察官や弁護人の先生方も同じ状況ではないかと思えます。これらの点は、審理期間、あるいは負担感を決める要因は、その事件に限られないということを御理解いただけるものの一つではないかと考えております。

結局、各種の要因があって審理期間の長短というものはございますので、いろいろこの点については慎重に検討すべき点があるのではないかと考えております。

最後に裁判員裁判、これについて若干お話しておきたいと思えますが、裁判員裁判自体は法曹三者が協力して理解しやすい審理、これを心がけて、国民の理解、実際に裁判員や補充裁判員、あるいは裁判員の候補者となられた方々の協力を得まして、基本的には順調に運用されているものと考えております。

事件を担当してみますと、裁判員等になられた方は、本当に真面目にかつ熱心に仕事に取り組まれて議論されまして、毎回敬服しているところでございます。

ただ、平成24年に出されました最高裁の検証報告書では、特に公判前整理手続の長期化が指摘されていたところです。裁判員裁判の場合、公判審理自体は集中して行われるために全体としての裁判の期間の長短は公判前整理手続にかかっているということができません。

否認事件については争点の確認や審理日程の作成、これにある程度の時間を要するのは仕方がないというところでして、また自白事件についても先ほど述べました追起訴が続く事件、鑑定をする事件など時間のかかる要素、それ自体がある事件はともかくとして、そうでない事件についても打合せ等に時間をかけ過ぎているのではないのかという指摘がされております。

各裁判所におきましては、これまで法曹三者間でいろいろ検討会等、あるいは中での検討等の作業はされておまして、これまで実践や運用の点では当事者に主張書面、これを早期に出してもらい、あるいは早期から三者で打合せを重ねて、その間隔もなるべく詰めていく、あるいは証拠開示は、これは制度ができていますけれども、弁護人からの正規の請求を待たずに検察官に早く任意に開示してもらって準備をもらう、あるいは審理方針の大枠が決まった段階で、審理日程については早い段階に仮予約をしてしまうと、このような早期に進めるための工夫がされております。

これによって多くの事件は、一応の目安としては約半年後には公判審理に入った方がいいのではないかというようなことが一般的に言われておるんですが、この期間に一応入っているという状況にはあるのではないかと考えます。

もっとも公判前整理手続につきましては、これを終えてしまうと新たな立証を制限されるという、こういう法律的な効果がございます。また、一気に公判審理を進めるためには、証拠書類の精査、選別や証人の準備に相当の労力、時間を要するということはやむを得ない面があると思えます。

また、自白事件といっても、結局は証拠関係を精査した結果ですから、多くの問題を含めて検討に相当の日数を必要とする場合もあります。また、その検討の関係については、先ほど民事事件でも御指摘がありましたが、この事件に携わる関係者の習熟度の問題も関連してくるのではないかと考えます。

このような問題がございまして、単純に一概に期間は短縮すればよい、あるいはできると

いうものではなくて、このような要因の中で実質的に充実した審理、検討をいかに短期間にするかと、こういう点が問われているのではないかと思います。

いずれにしろ、制度として今の時点でまだ5年たっていないというものでして、今後もなお検討や実践を考えていく必要がある段階ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

**○長谷部座長** 詳細な御説明、どうもありがとうございます。

ただいまの点でも結構ですし、ほかの点でも結構ですから、御意見をいただければと思います。

大谷委員。

**○大谷委員** それでは、検察の立場から若干お話をさせていただきます。

刑事事件一般についての分析ということでは、我々も今大野委員が御説明されたのとほぼ同じような感覚でありまして、従前から刑事事件については自白事件の場合、大体1回結審で終わるということでしたので、長期化ということは、そんな大きな問題ではなかったんだと思います。ですから、統計的にも、この法律ができた平成15年から見ても、そんなには変わっていません。これは恐らく、底と言うと変ですけれども、そういう問題なんだろうと思います。

大野委員が言われたように、否認事件が長期化の一番の要因ということに多分なっていくんだと思いますけれども、最近の現状でいいますと、否認事件が増加しているということは1つ言えます。それから、社会経済状況の変化、あるいは高度情報社会を迎えたということで、今までなかったような類型の犯罪、例えばサイバー犯罪であるとか、そういったいろいろな、かつてなかったような事件がいろいろ増えてきています。そういうものについては、これまでの古典的な立証では足りないというようなこともありますし、鑑定の問題とか、そういう非常に専門的な知識を要する立証が必要になっていく事件が確かに増えていることも事実です。ですから、そういう事件にどう対処していくかというのが1つの課題ですけれども、これは運用上の問題かと思えます。

それで、否認事件につきましても、統計的に見ますと、平成15年において、9.3か月だった平均審理期間が若干短くなり、最近横ばいというような、そういう御報告だったんですけれども、10年前に比べれば0.8か月減少しており、それはそれなりの成果が上がっているんだろうと思います。その大きな要因としては、公判前整理手続を導入したということではないかと思っています。

公判前整理手続、あるいは期日間整理手続というのができて、従前でしたら、五月雨式にいろいろな立証を1か月ごとにやっていたというようなものが、そういった手段の中できちんと争点を整理して審理計画を立ててやっていくというようなことが行われ、かつてならもっと時間がかかっていたらというような事件の審理期間が短縮化しているという傾向はあるんだと思います。

ただ、その一方で、裁判員裁判というものが5年前に始まりました。今までやってきた公判のやり方と大きく変わったところがたくさんあります。その中で公判前整理手続を義務的にやらなければならないんですが、先ほど大野委員からも御指摘があったように、その手続きの長期化というのが我々としては最近の一番大きな問題かなという認識でいます。裁判員裁判の対象になる事件、殺人であるとか傷害致死であるとか、そういう非常に重い犯罪なんですけど、裁判員裁判がない時代にそういう事件で否認事件の場合どうだったのかというと、

例えば、1か月に1度ずつ証人尋問を入れて長期化はしていたんですけれども、そうやってやった方が公判前整理手続をやるよりも、トータルとしては短く終わったんじゃないかというふうなことを実感する事件も、実はままあります。公判前整理手続が1年ぐらいかかってしまって、もちろん審理が始まったら、そこは連日開廷が原則ですから、4日とか5日とかで終わるんですけれども、そこへ行くまでの助走がすごく長くなってしまっていて、昔だったら五月雨式にやっていたても、8か月とか10か月で終わっていたんじゃないかというようにものが逆に伸びているというようなことが最近の傾向として気になるところです。

ただ、それは先ほど制度の習熟度というようなお話がありましたけれども、五、六年前にできた、こういった公判前整理手続という新しい制度を使っていく場合、我々実務家としての習熟度、これを高めていかなきゃいけないだろう。迅速化に向けて、多分いろいろな工夫なり努力はしていかなきゃいけないだろうというふうに思っています。

裁判員裁判の場合は、まず公判前整理手続で争点整理をするということで、まず検察官として、一体どういう事実を立証するのだということを明らかにしなければなりません。証明予定事実と言うんですけれども、その記載書面を出すという、これをやらないと、まず出発しないわけです。制度が始まった当初は、この書面をそんなにすぐには出せなかったんですけれども、迅速化ということを考えたら、それはできるだけ早く出すように努力しなければいけないだろうということで、今は多分おおむね2週間ぐらいで提出していると思います。

それと同時に、書面だけ出しても弁護人の方としては対応のしようがないので、当然検察官はどういう証拠でこれを立証するんだという証拠の開示をしなければいけないわけですが、この証明予定事実記載書面を出すのと同様ぐらいには、ほぼ証拠の開示をやっているというのが今のスタンダードなやり方だと思います。

それから、先ほど大野委員からもお話ありましたように、従前は検察官が立証しようとするのに必要な証拠の開示だけというのがある意味スタンダードだったんですが、証拠開示制度というのが一連の司法制度改革で整備されて、弁護人が検察官が請求した証拠の証明力、信用性を争うために、こういう証拠が必要なんだという、これは類型証拠というんですけれども、そういう証拠の開示請求ができる。それに対して検察官が開示していく。

さらに、弁護人の方で、こういう争点を争いたい、それに関連する証拠を出してほしいという、争点関連証拠の開示請求という、そういった制度もできたんですけれども、これらの制度が始まった当初は、法律に規定している順番でその手続をやっていました。とりあえず、第1段階では立証に必要な証拠だけ出して、弁護人から開示請求が来たらどうしようかと判断して、その要件を満たす証拠を出していくという、こういうやり方ですと、多分期間がどんどん延びていくということになります。ですから、迅速化ということを考えて、これは通常類型証拠として当然請求されるだろう、請求されれば当然開示するだろうというようなものは、今比較的かなり広範囲に、俗に「任意開示」と言っているんですけれども、検察官として、これを積極的に請求するつもりはないんだけど、恐らく弁護人としては見たいんだろうという証拠は、最初の証拠開示にあわせて、できるだけ広範囲に出すように、今そういうふうな運用をしているところなんです。

もちろん、弁護人のお立場からすれば、まだまだ不十分なところはあるかもしれませんが、我々としては、できるだけ争点整理が迅速に進むようにということで、このような努力というか、取組をしている、そんなような現状です。

とりあえず、以上です。

○長谷部座長 ありがとうございます。

○二島委員 では、弁護人の立場から二島から簡単に。

○長谷部座長 どうぞ。

○二島委員 今までの御報告にありまして、裁判員の事件とそうでない事件とでは、かなり大きな落差がございまして、特に一般の事件で数が多い自白事件と言われている争いのない事件につきましては、弁護人の立場から言っても、もう短縮のしようが多分ないんだろうと。窃盗の初犯事件等になりますと、まだ家族が見放していないものですから、大体「先生、何とかして示談とってくれ」なんて話になるわけです。そうすると、公判で裁判官の目に見せたいものですから、それ相応の時間がかかります。身体拘束されている事件。保釈がとれると弁護士さんの打合せはすぐできるようになるんですけども、国選などになりますと、保釈金の都合がなかなかつかない方々もいらっしやると、我々の方で会いに行かなきゃいけない。東京ですと簡単に会いに行けるんですけども、実は各地で北海道はどうかという実情をお聞きしますと、なかなか吹雪の中も行かなきゃならないとか手間暇がかかることとがございまして、では、こういった一番数の多い裁判員以外の自白事件の短縮は、多分迅速化の観点というよりも、先ごろ、冒頭中尾委員が申し上げたとおり、充実の基盤整備法だと。充実どうするんだという議論の方が大事なという気がしておりまして、そうなってくると、今検察庁も盛んに再犯の防止のための工夫をなさっておられるということのようですが、それは弁護士会の方でも協力を申し上げて、今後新しい制度設計として一部執行猶予制度というのを導入されていますので、そこにどうやって取り組んでいくかということ是非常に大事になっているかなという感じがいたします。

事件の動向として刑事事件、弁護士は余りやっておらないものですから、全体の事件の動向というのはわかりませんが、確かに仲間の弁護士の意見を聞きましても、経済事犯等複雑困難な事件が増えていて、大変でという話はよく聞きます。

次に、裁判員の事件ですけれども、これも弁護人としては負担が非常に重くて、弁護士の仲間で出版作業なんか何人かでやろうなんていうときに、1人裁判員の事件を抱える人が出てくると、もうその方が公判の直前、2、3週間は、ともかく時間がとれないという状況です。だから、やらないというわけではないのですけれども、それは一生懸命やっていくわけですが、そこで若干問題になってきますのは、そういう負担の大きな事件、それから、ただいまの検察官の立場の御説明ありましたが、いろいろな証拠開示制度についても習熟の度合いというのは非常に大事になってきてまして、今日弁連では、それまでいろいろな委員会で刑事の検証をやっていたのを一本化まとめようということで今努力しております。その中で、東京、大阪と大きな都市では弁護士の数もたくさんいますので、刑事に特化した事務所というのは、今増えてきているんですけども、各地に行きますと、なかなかみんなの手分けしてやらなきゃいけない。となると、先ほどお話ししました若い弁護士にも担当させなきゃいけない。では、そこをどうやって持ち上げるかというのは、今一生懸命努力しているところですので、おのずから、それは解決していくかなという感じはしております。

大体、以上のとおりでございます。

○長谷部座長 ありがとうございます。

今までのところで、運用面で公判前整理手続をどのように効率的に進めるかという問題と、それから基盤面といいましょうか、習熟度を上げる。特に新しく法曹になった人の習熟度を上げていくということは非常に重要だというような御指摘があったように思いますが、ほか

にいかがでしょうか。

では、川上委員。

**○川上委員** 今それぞれの立場からの御説明を伺いまして、刑事事件につきましては、基盤整備、制度整備として公判前整理手続の導入、これが大きかったということは共通の認識でいらっしゃるというふうに理解いたしました。

問題は、長谷部座長からもございましたが、運用面です。運用面のネックの一つが「習熟度」という言葉を民事事件についてもお話ございましたけれども、それが大きな課題である。そうすると、それぞれの立場でOJTといいたいまいしょうか、そうした工夫、取組もされておるようですけれども、それを更に加速させる。こういう方向も必要なのではないかと考えました。

それと、もう一つ、これは刑事事件については2年を超えるものが0.2%ございます。例外的という御報告を先般頂きましたけれども、例外であっても問題でありまして、なぜそれがそれだけ時間がかかったのか。何が問題だったのか、個別の検証というのでしょうか、問題点の洗い出し、そうしたことも必要なのかなという感じがいたしました。

長期化要因として論点整理（案）にも指摘され、前回の最高裁の御説明もございましたけれども、これはあくまでも統計にあらわれた数値上の傾向ということだと思いますので、個別の案件について何か特殊な問題があったのか、そこら辺のところでもできれば明らかにしていただくと、問題の取組、問題点の解消に役立つのではないかとこの感想を持ちました。

**○長谷部座長** どうもありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

久保委員、どうぞ。

**○久保委員** 刑事で今少し統計を見ますと、御説明いただいたように否認事件が増えており、そういう中で、否認事件の裁判の期間は、それほど長期化していない。ほぼ横ばいということで、関係者の御努力が非常にあるのではなからうかと思うわけです。しかし、今御説明にあったように、高度の専門性を要するような複雑困難な事件というのが、恐らく今後ますます増えてくるんじゃないかと思うわけです。そういう中で、先ほど習熟度の話がございましたけれども、全てを司法内部の知識とか蓄積で処理するというのは、おのずから無理があり、広い意味での基盤整備といえますか、裁判を支えるようなサポート態勢の整備が必要です。例えば、社会に存在する様々な社会資源や専門知識を集約して連携をしていくというふうなことです。これまでも医療とかいろいろな分野であると聞いておりますけれども、更にそういう努力を今後ともしていく。民事だけではなく、刑事面でもそういう努力を続けていく必要があるのではなからうかと感じております。

**○長谷部座長** どうもありがとうございます。

**○二島委員** 今の関連でよろしいですか。

今グローバル化が進みまして、外国人の方の犯罪も結構増えておりました、今弁護士会で問題にしていますのは通訳の正確性とか、あるいは通訳を介しますと法廷の時間が長くなってしまいますので、それをどう工夫するんだということは、いろいろと法曹三者の協議させていただいているんですが、そんなことも迅速化の方に影響を与えているのかもしれない。以上であります。

**○長谷部座長** 裁判を支えているのは、法曹や裁判所の職員だけではなく、いろいろな社会の方々に支えていただいているという面があるかと思っておりますので、そのあたりの連携というの

は非常に重要な視点だというふうに思います。

そのほかにはよろしいでしょうか。

それでは、家事事件につきまして、先ほど民事のところでも遺産分割等々の関係で少し御指摘いただきましたけれども、家事についての御指摘ございましたら。

矢尾委員。

**○矢尾委員** この検討会でも何回か御紹介がありましたように、家事事件の事件数は全般的に増加する傾向がございます。これは、先ほど民事事件の関係で申し上げましたような社会全体の高齢化の進行、あるいは家族観の変化などの社会的要因を背景にしたものであるかと思えます。こういった傾向は、今後も続くのではないかと思われま。

家事事件については、家事事件手続法が平成25年1月から施行されて、当事者の手続保障の強化や手続の透明化等が図られたところです。現在、家庭裁判所では、この法律の理念に従って、家事事件の充実強化に向けた取組が進められているというところですが、検証報告書の統計データなどによりますと、婚姻関係事件、監護事件で紛争性の高い事件の増加傾向とか、あるいは代理人選任率の増加傾向が見られるようですので、少子高齢化のさらなる進行とか相続についての考え方や家族観の変化、国民の権利義務の意識の変化、あるいは法的アクセスの向上といった背景から、家事事件についても紛争の顕在化、複雑化、さらには先鋭化が進むことになるのではないかと考えております。

以上です。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

では、中尾委員。

**○中尾委員** 全体の現状については矢尾委員のおっしゃるとおりで、補足的に申し上げますが、家事事件については少子高齢化、あるいは家族観とか相続観の変化というところが社会的に大きく影響していて量的にも増えてはいます。特に成年後見事件などはかなり増えていまして、遺産分割事件も前回の最高裁の御説明にあったように増えているということで、これからかなりの急ピッチで増加するような環境にあるんじゃないかという感じがします。

量的に増加すると同時に、事件の質的な面、先ほど矢尾委員がおっしゃったとおり、複雑化、困難化していると同時に先鋭化しているわけです。少子という子供の数が減ることで相続が単純化するというのではなくて、例えば二人の兄弟間での争いが少ないがゆえに激化したり、より先鋭化するところがあったりして、そういったところは量的な負担と質的な負担感というところが事件の性格上増えてくるのではないかという実感をしております。

家事の分野というのは、先ほど来出ている民間・行政型のADRが直ちに拡充される状況にありませんので、司法型ADRである家庭裁判所の家事調停が、これからますます存在意義を発揮し、また家庭裁判所というのは全国で支部を含めて配置されていますので、全国のあらゆる地域でそういう家事事件の受け皿になって、それで解決するというところで、ますます重要な機能を発揮すべきではないかと思えます。

その意味で、そういう事件動向からすると、家庭裁判所の家事調停を含めた機能強化と、それを支える家庭裁判所の人的・物的な態勢を強化していく。物的というの、調停室や待合室が全体的に少ないんです。待合室で言えば、調停になると、待合室が狭いので当事者が廊下にあふれて立っているというのが常態化しています。家事事件の場合には、対立当事者がそういう環境で立ち会いますと、思わずアクシデントも生ずるということで、ちゃんと当事者ごとに分かれた離れた場所の待合室とか、そういった物的な施設も我々弁護士会で議論

しますと、全国的に不足しているという。もちろん、人的な態勢含めてですけれども、特に物的な態勢が遅れているということが指摘されますので、家庭裁判所の人的・物的態勢の拡充、家裁の機能強化が当面の極めて喫緊の重要課題に浮上しているという感じがします。

もう一点は、我々弁護士の態勢面ですけれども、先ほど矢尾委員がおっしゃるとおり、家事事件の弁護士の選任率が上昇しています。婚姻関係事件は、3割から4割に増えています。遺産分割事件についても65%ぐらいに上昇しています。今までは家庭事件に我々弁護士のような第三者が介入するということが新たな紛争の火種になるということで抵抗感があつたんですけれども、最近そういう抵抗感が弱まりつつあるのか選任率が上がっている。これは恐らく弁護士人口が増えているという、そういう態勢整備の前進面が徐々にこういう選任率というデータに表れてきているというところがありますので、これは今後検証していくと選任率との関連性がよりはっきりしていくんじゃないかなと思います。

我々の弁護士が関与する事件が増えるということは、先ほど申し上げた家庭裁判所の機能強化と連動して、家事事件における司法的な解決の仕組みがそれだけ整備されるということにつながりますので、そのあたりを今後注目しながら検証していく必要があると思っています。

**○長谷部座長** どうぞ、二島委員。

**○二島委員** 同じような意見になるんですけれども、私の方の事務所にも東京家裁の調停委員の弁護士がおりまして、そのような話を聞きますと、最高裁の報告書にもありますとおり、少子高齢化の影響が一番強く受けるのは、ここの家庭裁判所、あるいは家事事件ということになっている。子供が少なくなっていくから、どうしても子の奪い合いというのが出てきて、面接交渉が物すごい手間がかかるらしいんです。成年後見の問題もどんどん増えるというのも、そのとおりで、それは今始まって、このまま横ばいではなくて右肩上がりに上がっていきますので、今直ちに中尾委員がおっしゃったとおりで、家庭裁判所をどうやって強化していくんだという議論を議論だけではなくて手をつけないと、多分、この5年後、10年後には本当に手遅れになると思いますので、いろいろところで議論をしなきゃいけないのかなと考えております。

以上です。

**○長谷部座長** どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

民事・刑事と共通する点は、制度改革が家事についても最近行われており、それを支える人的・物的基盤整備が急がれるということであったかと思います。

それでは、一通り御議論いただきましたので、先ほど裁判外紛争処理ということで、ADRについての御指摘もありましたので、事務局の方から補足の説明をお願いします。

**○鈴木参事官** それでは、お手元の事務局提出資料3-1を御覧ください。

まずADR一般につきまして若干御説明をさせていただきます。

ADRは、例えば調停、周旋、仲裁などの裁判によらずに紛争を解決する手段、方法等の総称でございます。英語のAlternative Dispute Resolutionの頭文字を取った呼称でございます。

ADRの特徴といたしましては、そこにございますとおり、利用者の自主性を活かした解決、プライバシーや営業秘密を保持した解決、簡易・迅速で廉価な解決などが挙げられます。

ADRの実施主体は大きく3つに分類されておまして、先ほど中尾委員から御指摘もご

ございましたが、1つ目は、民事調停や家事調停など裁判所の手続として行われる裁判型、2つ目は行政機関等が実施主体となつて行う行政型、3つ目は民間組織が実施主体となる民間型でございます。

法務省で実施しております認証ADR制度は、民間型のADRを対象とするものでございます。

続きまして、認証ADR制度について御説明をさせていただきます。

事務局提出資料3-2を御覧ください。

認証ADR制度は、「裁判外紛争手続の利用の促進に関する法律」、これは一般にADR法と呼ばれておりますが、この法律に基づく制度でございます。ADR法は、平成19年4月1日に施行されまして、認証ADR制度が開始されてから本年4月で7年が経過するということとなります。認証ADR制度は、民間ADR業務につきまして、民間ADR事業者の任意の申請があった場合に、法定の基準要件に適合するものを法務大臣が認証する制度でして、認証ADRを利用した場合には、時効中断効などの特例が付与されるところでございます。

平成26年2月1日現在、今月現在ですが、128の事業者が認証を取得し活動しているところでございます。認証事業者全体における年間の受理件数は制度発足以降増加しております、平成23年度で年間1,352件となっており、そのうち相当数の事件を取り扱っている事業者も存在するところでございます。

簡単ではございますが、ADRの現状につきまして御説明は以上となります。

**○長谷部座長** ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問、あるいは御意見等いただけるでしょうか。いかがでしょうか。

ADRといいましても、司法型、民間型、あるいは行政型といろいろございますけれども、皆様方もいろいろな御経験がおありになるのではないかと思います、よろしいでしょうか。ADRについて、また別の検討会で検討が進んでおりますね。

**○鈴木参事官** はい。

**○長谷部座長** それでは、ADRの動き、先ほど原発ADRのお話などもございましたけれども、今後も注目していきたいと思いますが、こういったことも含めた今までの御議論に何かつけ加えていただくこと等ございましたら、いかがでしょうか。

**○中尾委員** ADRに限らず、社会的要因の関連で意見を申し上げたいんですけれども、最高裁の第5回検証で社会的要因の検証をしたんですが、この社会的要因というのは社会実態のことです。ですから、社会実態から裁判とか司法の役割・機能を検証していくという、これは初めての横断的な検証だったと思っています。その意味で画期的だったと思いますし、こういうアプローチでの検証というのを今後各界でもやる必要があるし、更にそういった検証を深化させなければいけない。そういう実感を持ちました。

この検証で明らかになったことは、まず潜在的な紛争、これが膨大にあるということなんです。先ほど丹野委員がおっしゃったとおり、消費生活相談というのは年間八十数万件あるんですけれども、この検証で訪れた地方の消費生活センターでは、暗数がそれより10倍程度あるという、そういう実感を披露されておりました。したがって、我が国には潜在的紛争がまだ膨大にあるということ。これは第5回報告書に書いてあるんですけれども、様々な要因で顕在化されずに司法的解決に結びついていないという、そういう実態があるということだと思います。

そのために潜在的紛争を顕在化させる入り口の仕組み、すなわち顕在化に結びつける社会的基盤の整備が必要だということが分かったことと、更にそれによって顕在化された法的紛争が放置されないで、司法的解決に結びつけるためのルート、プロセス、これがいわゆる法的解決の出口に当たる裁判所とかのそういった基盤整備と連動しながら、全体的に整備される必要があるということが、この検証によって明らかになったということは、非常に重要なことだと思います。

同時に、そういう全体的な状況の中で裁判所にたどり着く法的紛争が本当に氷山の一角ということが指摘されています。併せて我々弁護士にたどり着く法的紛争も僅かだという、そのあたりが実証的に明らかになってきているということで、司法へのアクセスというものを飛躍的に拡充するためのハード面とかソフト面、こういった仕組みを司法基盤という領域だけではなくて、ADRや外にある社会的基盤の領域にまで広げて総合的に作り上げていく、そういう必要性や課題があるということが、この検証で明らかになったと思います。ですから、社会的要因の検証によって、いろいろな意味で課題が明らかになって、今後取り組むべき施策が必要だということが見えてきたというような感じがいたします。

○長谷部座長 ありがとうございます。

ほかに社会的要因で。

丹野委員，どうぞ。

○丹野委員 補足でございます。

国民生活センターが国民生活動向調査というのを毎年毎年やっているんですが、無作為に抽出した消費者にアンケート調査を行います。

その中で消費者トラブルに遭った方というのは、事業者との間で紛争トラブルがあった方というのが一定数いるんですけれども、「では、どこに相談をしましたか」という質問には、当該の企業だとか、それから親族だとかというのが断然多くて、公的な機関である消費生活センターに相談したというのは、今年度は2.8%でございます。

ですから、暗数は非常に高いということで、消費生活センターでさえ、普通の人にとってはハードルが高いということだと思いますので、裁判は非常に遠いんだというふうに思っております。

○長谷部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○久保委員 短く申し上げます。

社会的要因の検証については中尾委員と全く同感で、非常に貴重な作業だったと思います。この中で結論として多数の潜在的紛争が存在し、それがこれから顕在化するというふうなことを書いているわけですが、現実を見ますと、潜在的な紛争が司法に届く動きというのは、なかなか鈍いような感じを受けます。

かねてから私は思うんですが、国民の法意識というのが非常に強固でなかなか変化しないのか、それともまだまだ隔々にまで司法アクセスが行き届いていないのか、その辺はよく分かりませんが、現状では顕在化するんだと結論付けるのではなく、なぜ司法に届いてこないのかということに目をつけて、今後とも慎重に見守っていく必要があるのではなからうかという感じはいたします。

○長谷部座長 ただいまの点は昔からいろいろな議論があるところでありまして、なかなか難

しいかと思えますけれども、非常に重要な御指摘かと思えますので、今後も検討していただきたいと思えます。

今まで大変活発に御議論いただきましたけれども、御議論を踏まえて迅速化の現状について少しまとめてみたいと思えますが、この点について何か補足の御意見などいただけましたらと思えますけれども。

よろしいでしょうか。

民事・刑事・家事を通じて、いろいろな制度改革が進んでおり、新たな試みなどもされており。例えば、民事の場合は、現行民事訴訟法が制定されたときに争点整理手続が法制化されたということがございます。また、刑事については裁判員裁判制度と、公判前整理手続が導入されました。これ以外にも証拠開示ですとか、いろいろな制度が導入されております。また、家事事件については家事事件手続法が施行されて、1年が経ったところであり。そういった制度改革が一方で進んでおり、それを運用する面での今後の課題というもの、本日の御議論を通じていろいろと見えてきたという感想を持っております。

次に、皆様方間で一致しているのかなと思われまは、多くの事件は、それほど深刻に長期化しているということではないのだと。諸外国の統計等と比較してみても、我が国の司法制度において遅延が深刻であるということではないのだけれども、2年を超えている事件については、長期化していることにはそれぞれ複雑な要因がある、個別の事件ごとにいろいろな要因があるのだという御指摘は、共通してあったように思います。

長期化の社会的要因としては、新しい紛争類型が訴訟にもちこまれていくことですか、あるいは高齢化、少子化と国民の意識の変化の結果として新たに紛争が生じてきたり、紛争が激化しているといった御指摘もあったかと思えます。このほか、制度を運用していくうえでは人的・物的な基盤整備が必要であると。事件に携わる裁判官、検察官、弁護士、それから、裁判制度を支えるさまざまな専門職、例えば刑事では通訳ということがありますし、民事に専門的な知識を導入するためには、今日はとくに御議論はありませんでしたけれども、専門委員制度というものも現行民事訴訟法のもとで導入されていて、医療事件や建築関係事件などでは活用されております。これまでそういう実績があると思えますけれども、今後、新しく増加していく事件について、いかにして専門的な知識を裁判の場に導入していくかということも、非常に重要な課題なのかなというふうに感ずる次第であります。

それらの課題への対応策を拡充していくことによって、審理期間を短縮すると同時に、適正かつ充実した審理を促進することができるのではないかと。そういった点についても配慮をすべきであるということも、皆様の共通の御意見であったように感じておりますが、こうした点に留意しつつ、今後の議論を更に深めていくということではいかがでしょうか。よろしくごさいますか。

それでは、本日も長時間にわたり、活発な御議論をどうもありがとうございました。終了時刻となりましたので、ここまでとさせていただきます。

次回の予定について、事務局からお願いします。

**○鈴木参事官** 次回は、3月13日木曜日、午後1時から午後3時までということで予定してございまして、場所は本日と変わらして法務省20階にございまして第1会議室の方で執り行いたいと思えます。

次回は、本日整理した論点のうち、第2、迅速化に向けた取組、それから第3、迅速化法の展望につきまして引き続き御議論をお願いしたいと思います。

詳細につきましては、追って事務局からお知らせをさせていただきたいと思います。

○長谷部座長 では、本日はどうもありがとうございました。次回もよろしくお願い申し上げます。

—了—